

原子力安全に係る品質方針

令和 6 年 4 月 1 日
日本原子力研究開発機構
理 事 長

原子力安全に係る品質マネジメント活動に当たっては、原子力に対する期待が高まっている現状を認識し、社会からの信頼につながるよう法令等遵守を徹底し、安全文化の育成、維持及び安全意識の向上に努めるとともに、原子力施設の安全確保を最優先に、品質マネジメントシステムの下に保安活動を着実にを行い、業務の継続的な改善に取り組む。

さらに、事故・トラブルを防止するため、過去の教訓からの学びを忘れることなく、これまで構築した安全活動の定着を図るとともに、原子力施設の安全確保を最優先に潜在するリスクや問題を洗い直し、改善活動を継続して展開し、一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して自らの目標を定め、その達成を強く意識し行動しなければならない。これらの決意の下に、原子炉施設等の保安規定等に基づき品質方針を以下のとおり定める。

- (1) 安全確保を最優先とする。
- (2) 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。
- (3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。
- (4) 保安業務（運転管理、施設管理等）の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。

なお、原子力安全に係る品質方針(1)～(4)は、保安規定に定める各施設の施設管理に関する方針とする。

「原子力安全に係る品質方針」の解説

令和6年4月1日
日本原子力研究開発機構
理事長

機構の「原子力安全」の品質に対する方向付けを示し、拠点等の品質目標に掲げる際に考慮すべき事項を以下のとおり解説する。

(1) 安全確保を最優先とする。

原子力の研究開発業務を進める大前提として、保安活動において自らの原子力施設の安全確保を第一に掲げ、品質マネジメント、品質管理を徹底する。

特に、原子力安全の達成のために上級管理者（所長、部長）は目標を管理して必要な指導を行う。

また、保安活動に参画する全ての従業員^{*}は、保安活動における潜在リスク、変化するリスクを把握して安全確保を徹底する。

なお、安全文化の育成、維持の観点から、拠点の実情に応じて、次のような取組を行う。

- ・上級管理者（所長、部長）による安全確保への取組を強化（安全意識の表明と率先垂範、課題の把握と処置に係る方針決定及び処置状況確認・指導、力量管理の徹底）する。
- ・現場を重視（三現主義）し、現場力（現場が自らの意思で進化しようとする力）の強化のための課長クラスを中心としたミドルアップダウン活動を推進する。
- ・初心者、ベテランを問わず全ての従業員^{*}一人ひとりが基本に立ち戻って、リスクに対する感受性を高め、リスクの低減と不安全行為の撲滅を目指した保安活動を推進する。
- ・全ての従業員^{*}が、高度な注意義務を負っていることを自覚し、リスク発生時の対策をあらかじめ想定することによる先手のリスクマネジメントにより、影響の最小化及び対応の迅速化を図る。
- ・安全確保を最優先に資源を重点的に投入する。

(2) 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。

業務を遂行する上で不可欠な前提条件として、国民や社会からの信頼を得ることがあり、関係する法令、内部規定等のルールのみならず、外部との約束事項を遵守する。

なお、安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守の観点から、拠点の実情に応じて、次のような取組を行う。

- ・自らの業務に関連する法令及びルールを把握し、規律ある職場づくりを推進す

る。

- ・規則、要領（マニュアル）等について、関連する法令等への適合性の確保、実行性の確認及び必要な改善を行う。
- ・コンプライアンス意識向上のための教育を徹底する。

(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。

保安活動に参画する全ての階層の人が、業務遂行に必要な方法や知識を正しく理解し、誤った認識や判断をしないよう関係者間で必要な情報を確実に共有する。

特に、不適合の可能性のある事象の情報を吸い上げて、確実に処置する。

なお、安全文化の育成、維持の観点から、拠点の実情に応じて、次のような取組を行う。

- ・経営層、上級管理者（所長、部長）等と現場の課題等の情報共有及び相互理解を推進する。
- ・仲間を尊重し、風通しの良い職場環境をつくる。
- ・速やかな「報告、連絡、相談」（普段と違う状況、課題、改善事項等）を徹底する。
- ・請負企業との協働による保安活動に取り組む。

(4) 保安業務（運転管理、施設管理等）の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。

保安に関する品質マネジメント活動を確実に実施するため、保安業務について計画し、実施し、各段階でレビュー・評価して課題を明らかにし、組織として改善を継続して実施する。また、必要に応じて、請負企業に対する受注者監査を実施する。

さらに、保安に関する品質マネジメント活動を確実に推進するため、安全・核セキュリティ統括本部及び拠点の保安管理部門は連携して改善の状況を監視・評価する。

※：全ての従業員とは、機構と雇用関係にある者及び年間請負契約等に基づき原子力施設の業務に従事する者をいう。

以上